

# 資料編



## 資料1 近年の地域福祉に係る動向

### ■ 地域福祉計画策定に係る法制度・改正

法制定・改正等	概要
子どもの貧困対策	<p>[平成 26 年 6 月施行]</p> <p>正式名称： 子どもの貧困対策の推進に関する法律</p> <p>○ 法に基づき、政府には子どもの貧困対策に関する大綱の作成と、実施状況の公表が義務づけられました。同法を受けて策定された、「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標、指標改善に向けた教育や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策が定められています。</p>
自殺対策基本法の改正	<p>[平成 18 年 10 月施行、平成 28 年 4 月改正]</p> <p>正式名称： 自殺対策基本法</p> <p>○ 自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに、自殺者の親族等を支援することを目的とする法律です。法に基づき自殺総合対策大綱が策定され、国関係省庁、地方公共団体、民間団体などが連携して総合的な取組を実施しています。</p> <p>○ 平成 28 年 4 月の改正では、都道府県・市町村は計画に基づき対策計画の策定が義務づけられました。</p>
成年後見制度利用促進法の制定	<p>[平成 28 年 4 月 15 日公布、平成 28 年 5 月 13 日施行]</p> <p>正式名称： 成年後見制度の利用の促進に関する法律</p> <p>○ 認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。</p> <p>○ 法に基づき、平成 29 年 3 月 24 日、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。</p>
ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<p>[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定]</p> <p>○ 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。</p>
人権三法	<p>※下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。</p> <p>[平成 28 年 4 月施行]</p> <p>正式名称： 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</p> <p>○ 障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」を実現することを旨とした法律です。</p> <p>[平成 28 年 6 月公布・施行]</p> <p>正式名称： 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）</p> <p>○ 民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現を目指すために制定された法律です。</p> <p>[平成 28 年 12 月公布・施行]</p> <p>正式名称： 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）</p> <p>○ 今なお残る部落差別の解消に向けた取組を推進することを目的に制定された法律です。</p>

法制定・改正等	概 要
「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）	<p>[平成 29 年 2 月 7 日]</p> <p>○ 厚労省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して（平成 28 年 7 月）、地域共生社会実現に向けた検討を進めており、同本部のもとで、その具体化に向けた改革を進めています。</p>
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正	<p>[平成 29 年 6 月 2 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行]</p> <p>正式名称： 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>○ 地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。</p> <p>○ 「我が事・丸ごと」の地域づくりをキーワードとして、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する「上位計画」として位置づけられました。</p>
新しい社会的養育ビジョン	<p>[平成 29 年 8 月公表]</p> <p>○ 平成 28 年児童福祉法改正において、子どもの福祉のためには子どもへの直接の支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的にも裏付けられました。</p> <p>○ このビジョンは、これを踏まえて新たな社会的養育のあり方を提示するものとして「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられています。</p>
幼児教育・保育の無償化	<p>[平成 29 年 12 月 8 日閣議決定]  新しい経済政策パッケージ [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]  経済財政運営と改革の基本方針 2018</p> <p>○ 上記において、3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化の方針が示され、消費税率引上げ時の平成 31 年 10 月 1 日からの実施を目指すこととされています。</p> <p>※ 児童福祉に係る状況に大きな変化が継続しており、社会動向を注視しつつ適切な対応を図っていく必要があります。</p>
生活困窮者自立支援法の改正	<p>[平成 27 年 4 月施行、平成 30 年 10 月改正]</p> <p>正式名称： 生活困窮者自立支援法</p> <p>○ 必要な人に確実に生活保護を実施することと、就労支援を含めた生活困窮者等の自立を促進するための法律です。</p> <p>○ 平成 30 年の改正では、基本理念に「地域ぐるみの生活困窮者支援と地域共生社会の実現」が定義されました。支援体制の強化として、自立相談支援事業の利用促進や関係機関で構成する支援会議の設置、相談支援・就労準備支援・家計改善支援の一体的な実施、学習支援等が定められています。</p>

## 資料2 精華町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年8月22日

要綱第27号

改正 平成23年3月31日要綱第20号

平成24年3月30日要綱第11号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）」を策定するに当たり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、精華町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 地域協議会に所属する者
- (4) 地域福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3 一般公募の町民の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、作業部会を組織することができる。

2 作業部会の構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を作業部会の構成員として指名することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉環境部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則 (平成23年要綱第20号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

### 資料3 精華町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名等	委員名	役職等
学識経験を有する者	同志社大学 社会学部	上野谷 加代子	教授
	天理大学 人間学部	渡辺 一城	教授
地域協議会に所属する者	(福)精華町社会福祉協議会	長谷川 悟	会長
	精華町ボランティア連絡協議会	田中 智美	会長
	精華町民生児童委員協議会	森 修美	会長
	精華町自治会連合会	中川 茂成	会長
	精華町老人クラブ連合会	森島 秀行	会長
	精華町身体障害者協議会	藤村 修	会長
	精華町教育委員会	片山 俊利	総括指導主事
福祉団体に関係する者	(福)カトリック京都司教区カリタス会 高齢者総合福祉施設『神の園』	齊藤 裕三	施設長
	(福)盛和福祉会 児童養護施設『京都大和の家』	早樫 一男	施設長
	(福)相楽福祉会 相楽デイセンター	三船 晃	施設長
その他の関係する者	(社)相楽医師会 精華班	藤村 聡	会長
	(特非) みんなの元気塾	古海 りえ子	副理事長
	せいか地域福祉ドットコム	齋藤 恵彦	会長
	精華町消防団	中西 光泰	団長
	けいはんな学研都市 精華地区まちづくり協議会	廣瀬 亮二	
	京都社会福祉士会	今井 昭二	
一般公募		五十嵐 勇	
		中西 栄子	

#### 資料4 精華町地域福祉計画策定委員会開催事項

回数	日時	内容
第1回	平成30年7月10日(火) 午後1時30分～	○委員の委嘱・紹介 ○委員長・副委員長の選出 ○国の動向について ○「第4次精華町地域福祉活動計画」について ○計画策定に向けたスケジュールについて
第2回	平成30年10月12日(金) 午後1時30分～	○「第2次精華町地域福祉計画」に基づく取組状況について ○「第2次精華町地域福祉計画」の半期改定の考え方について
第3回	平成30年11月12日(金) 午前10時～	○「第3次精華町地域福祉計画」の骨子案について
第4回	平成31年1月18日(金) 午後2時～	○「第3次精華町地域福祉計画」の素案について
第5回	平成31年3月25日(月) 午後2時30分～	○パブリックコメントの結果について ○「第3次精華町地域福祉計画」について ○計画の答申について
パブリックコメントの募集 平成31年2月13日(水)～3月13日(水)		町ホームページ、町役場福祉課(2階)、町立図書館、地域福祉センターかしのき苑、むくのきセンター、人権センターで公開



## 資料5 精華町地域福祉計画の策定について（諮問）

30精福第877号

平成30年7月10日

精華町地域福祉計画策定委員会委員長 様

精華町長 木 村 要

### 第2次精華町地域福祉計画の改定について（諮問）

平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法第107条により、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における上位計画として位置づけられたことから、平成26年3月に策定された第2次精華町地域福祉計画について一部見直しを図るため、精華町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成20年要綱第27号）第2条の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

## 資料6 第3次精華町地域福祉計画について（答申）

平成31年3月25日

精華町長 木村 要 様

精華町地域福祉計画策定委員会  
委員長 上野谷 加代子

### 精華町地域福祉計画について（答申）

本委員会は、地域福祉計画を各福祉分野における上位計画として位置づけ、地域共生社会の実現を図っていくことが求められる中において、町長の求めに応じて「第2次精華町地域福祉計画」の中間見直しを行いました。

全5回の熟議を通じて、時代に即した計画とするための抜本的な見直しを行い、ここに「第3次精華町地域福祉計画」の案として取りまとめたところです。

なお、「地域共生社会の実現」は、行政として全庁的に、また、専門職団体や住民と共に全町的に取り組むべきものであることから、以下の点について十分留意いただき、計画の着実な推進を図っていただきたいと思います。

1. あらゆる行政分野の取り組みを通底する「まちづくりの基軸」として「地域共生社会の実現」を位置づけ、関連条例や要綱、会議体等の再編を図っていただきたい。
2. 住民・自治組織、社会福祉協議会、企業・団体、行政の対話を重視し、多様な地域福祉の活動が、円滑に、持続的に進められるよう図っていただきたい。
3. 地域共生社会を担う人づくりを重視し、学校教育における福祉教育はもとより、あらゆる世代に対する福祉教育の充実、また、ボランティア人材の育成に努めていただきたい。
4. 包括的な支援体制の整備において、高齢・障害・児童福祉等に係る社会資源の相互活用に努めるとともに、福祉関連分野だけでなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる分野で、多機関が協働する体制を整備していただきたい。

## 資料7 用語解説

### 【あ】

---

#### アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### インフォーマル（サービス、活動）

地域住民やボランティアが行う制度外（非公式）の援助サービス。

### 【か】

---

#### 介護保険制度

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月から施行され、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度。

#### 介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態（要介護）になることを可能な限り防ぎ、もし要介護状態になっても状態が悪化しないように支援すること。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度における地域支援事業の一つであり、市町村が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図ることにより、地域の支えあいの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。本町では、平成29年4月からスタートした。

#### 絆ネットコーディネーター

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っている。一般的にコミュニティ・ソーシャルワーカーというが、京都府では絆ネットコーディネーターと呼んでいる。

#### クラウドファンディング

不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力を行うこと。

#### ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人。

#### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者などの権利を守り、ニーズ表明を支援し、代弁すること。

#### 合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

#### こころの健康推進員

「京都府こころの健康推進員養成講座」を全課程修了した者で、知事からの依頼を受けて、一府民として精神障害のある方の良き理解者としての立場から、精神障害のある方やその家族からの身近な相談に応じ、地域生活を支援するとともに、自立と社会復帰を促進する。

#### こころの体温計

パソコンや携帯電話などで簡単な質問に答えるだけで、ストレス度をチェックすることができるシステム。

### 【さ】

---

#### 自主防災組織

緊急災害時に備えた住民による自主的な防災組織。防災マップづくりや避難訓練などが行われている。

#### 市民後見人

一般住民による成年後見人として、家庭裁判所から選任され、認知症等により判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を行う。

#### 障害者自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場。

## 消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

## 人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、住民からの人権相談に応じるほか、人権問題について関心を持ってもらえるよう啓発活動も行っている。

## スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

## せいか地域福祉ドットコム

第1次精華町地域福祉計画策定において、作業部会メンバーが中心となって住民懇談会（せいか隣人まつり）が開催された。その後、作業部会メンバーが活動を継続して「せいか地域福祉ドットコム」を設立し、各中学校区の地域福祉活動の中心組織として、住民主体の活動を行っている。

## せいかまちづくり塾

既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図るため、座学やフィールドワーク、ワークショップ研修などを実施している。

## 成年後見支援センター

成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、制度の相談や広報啓発、市民後見人の育成及び活動支援、関係機関とのネットワークの構築等を行う専門機関。

## SIB（ソーシャルインパクトボンド）

行政が民間事業者の知見や資金を活用して事業を行う、官民連携の手段の一つ。

## 【た】

---

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

## 地域支援事業

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防するためのサービスや要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう、地域内でサポートし合うシステム。

## 地域包括支援センター

高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能がある。保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されており、それぞれの専門性を生かして問題の解決に努めている。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のことであり、近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

## 【な】

---

## 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。

## 【は】

---

## バリアフリー

元々は、建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることをいう。最近では、より広い意味で、高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

## 避難行動要支援者

高齢者や、障害のある人その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。特に、本町では以下の者を対象としている。

- ① 介護保険制度の要介護認定を受けている方（要介護3、4、5）
- ② 身体障害者手帳を所持する方（1、2級）
- ③ 療育手帳を所持する方（A）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）
- ⑤ 災害時要配慮者登録台帳に登録されている方

## ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（援助会員）とが会員となり、センター（精華町社会福祉協議会）が仲介して、お互いの信頼関係のもとに有料で助け合いを行う事業。

## フォーマル（サービス、活動）

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律等の制度に基づいたサービス。

## 福祉避難所

緊急災害時の避難に専門的な支援が必要な要介護高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者を対象とした避難所。

## ふれあいサポート事業

高齢や障害、病気やケガ、子育てなど何らかの理由で日常生活に援助を必要とする方（利用会員）に地域の協力者（協力会員）が家事援助などのサービスを提供する会員制の福祉サービス事業。

## 防災行政無線

都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のことをいう。

## 【ま】

---

### 民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことであり、それぞれの地域で、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や児童等の見守りや安否確認等を行う。本町では「民生児童委員」と呼んでいる。

### 民生児童委員支援員

精華町民生児童委員協議会から委嘱され、民生児童委員の担当地区内の活動について、補佐・協力をを行う。

## 【や】

---

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

## 第3次精華町地域福祉計画

平成31（2019）年3月

精華町

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70 番地  
精華町 健康福祉環境部 福祉課

TEL : 0774-95-1904 FAX : 0774-95-3974

